



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年2月26日(金) 第9879号

目次

ページ

規則

- 群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則(建築課) 2
- 租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則(同) 2
- 群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(住宅政策課) 2

公告

- 土地改良区の定款変更認可(農村整備課) 4
- 令和3年二級建築士試験の実施(建築課) 4
- 令和3年木造建築士試験の実施(同) 5

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 7
- 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 7

■規則

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月二十六日

群馬県規則第十七号

群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

群馬県開発行為等の規制に関する規則(昭和四十五年群馬県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「印鑑証明書」を「本人確認資料」に改める。
別記様式第二号付表以外の部分中

「印鑑証明書」に「本人確認資料」として「印鑑証明書」に上らない資料を添付した場合には、押印を省略することができる。を改める。

- 別記様式第三号中「甲」を「乙」に改め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。
- 別記様式第四号中「甲」を「乙」に改め、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。
- 別記様式第五号中「甲」を「乙」に改め、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。
- 別記様式第七号表中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に改め、注2を削り、注3を注2とする。
- 別記様式第十一号中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に、「戊」を「己」に、「庚」を「辛」に改め、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。
- 別記様式第十二号中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に改め、注2を削り、注3を注2とする。
- 別記様式第十四号表中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に改め、注2を削り、注3を注2とし、同様式裏中「戊」を「己」に改める。
- 別記様式第十六号中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に改め、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。
- 別記様式第十九号中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に改める。

「甲」に改め、注2を削り、注3を注2とする。
別記様式第二十号中「甲」を「乙」に、「丙」を「丁」に改め、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。
別記様式第二十二号中「甲」を「乙」に改め、注2を削り、注3を注2とする。
別記様式第二十三号中「甲」を「乙」に改め、注2を削り、注3を注2とする。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十八号

租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

- 租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則(昭和四十九年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
 - 第三条第三項及び第十二条第二項中「記名及び押印をしなければ」を「その氏名を記載しなければ」に改める。
 - 別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第七号から別記様式第九号まで及び別記様式第十一号表中「甲」を「乙」に改める。
- 附則
- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十九号

群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県宅地建物取引業法施行細則(平成二十一年群馬県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「届出人の印鑑登録証明書及び」を削る。

第十条第三号中「第十四条の二第一項第一号」を「第十四条の二の二第一項第一号」に改め、同条第四号中「第十四条の二第一項第五号」を「第十四条の二の二第一項第五号」に改める。

第十二条第二項中「実印を押印の上、印鑑登録証明書」を「当該申請をする者が本人であることを証する書類」に改める。

別記様式第一号中「氏名 印」を「氏名」及び「「印鑑登録証明書
宅地建物取引士証(交付を受
けられている場合)」を「申請者が本人であることを証する書類
(宅地建物取引士証の交付を受けている場合は、宅地建物取引
士証)」に改める。」に改める。

別記様式第二号から別記様式第六号までの規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により笹川沿岸土地改良区の定款の変更を令和3年2月16日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年2月26日

群馬県知事 山本 一 太

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験を次のとおり実施する。
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年2月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 試験の期日及び時間**(1) 学科の試験 令和3年7月4日(日)**

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時10分～13時10分（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時20分～17時20分（3時間）

(2) 設計製図の試験 令和3年9月12日(日) 11時～16時（5時間）**2 試験の場所**

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続**(1) 受験申込受付の期間及び時間**

ア 期間 令和3年4月1日(木)から同月15日(木)まで

イ 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和3年4月7日(水)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和元年又は令和2年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和元年若しくは令和2年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は令和元年若しくは令和2年の設計製図の試験の不合格の通知書で令和3年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。

5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、令和3年6月18日(金)頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、令和3年6月18日(金)頃、受験有資格者に発送する。

- 6 合格者の発表及び可否の通知 令和3年12月2日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年8月24日(火)(予定)。

- 7 可否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験期間内にその旨を申し出ること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和3年木造建築士試験を次のとおり実施する。
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年2月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 試験の期日及び時間

- (1) 学科の試験 令和3年7月11日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時10分～13時10分(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時20分～17時20分(3時間)

- (2) 設計製図の試験 令和3年10月10日(日) 11時～16時(5時間)

2 試験の場所

- (1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

- (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

- (1) 受験申込受付の期間及び時間

ア 期間 令和3年4月1日(木)から同月15日(木)まで

イ 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

- (2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

- (3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和3年4月7日(水)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和元年又は令和2年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和元年若しくは令和2年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は令和元年若しくは令和2年の設計製図の試験の不合格の通知書で令和3年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。

- 5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、令和3年6月18日（金）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、令和3年6月18日（金）頃、受験有資格者に発送する。

- 6 合格者の発表及び合否の通知 令和3年12月2日（木）（予定）。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年9月7日（火）（予定）。

- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和三年二月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「行う業務」の下に、「患者の診療業務等」を加える。
附則第十項中「四千元」を「八千元」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和三年三月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第九項及び第十項の規定は、令和三年三月一日以後に従事する業務等に係る感染症特定業務手当てについて適用し、同日前に従事した業務等に係る感染症特定業務手当てについては、なお従前の例による。

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和三年二月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第三号

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「行う業務」の下に、「患者の診療業務等」を加える。
附則第八項中「四千元」を「八千元」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和三年三月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第七項及び第八項の規定は、令和三年三月一日以後に従事する業務等に係る感染症特定業務手当てについて適用し、同日前に従事した業務等に係る感染症特定業務手当てについては、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
